

納税課からのお知らせ

市税は納期限内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期限内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

■ 市税の納期	
市・府民税（普通徴収分）	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア（コンビニ）で納付することができます。

※取り扱いできる金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。

納付書は綴っていません

納付書は綴らずに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封しません。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。このため各税の納期ごとになんら出向くこともなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 5月15日（金）までに口座振替の申し込みをした場合、納期が6月の市・府民税第1期分と軽自動車税から振替ができます。

コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、一枚ずつレジに出してください。
- 納付額が納付書1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
- バーコードの印字されていない納付書は取り扱いできません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

市税はコンビニでもお支払いができます
市税は、市役所や銀行



預金残高をご確認ください

口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法（期別または全期前納）を記載していただきますので、振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。

納期限が過ぎた市税は京都市地方税機構へ

市税を納期限までに納付しないと延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、同時に京都市府内25市町村（京都市を除く）で組織する広域連合「京都府地方税機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

市税を納期限までに納付しないと延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、同時に京都市府内25市町村（京都市を除く）で組織する広域連合「京都府地方税機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

自動車税の納期限は6月1日（月）です

自動車税の納付書は、5月上旬に郵送します。銀行、信用金庫、郵便局等の金融機関やコンビニまたは京都府の納税窓口で、6月1日（月）までに納付してください。

◆問い合わせ 京都府山城広域振興局税務室（☎0774・23・5400）

三川合流域拠点施設（仮称）整備について



施設の完成予想図

国土交通省において、平成28年度末の完成を目標に、宇治川・木津川・桂川が合流する三川合流域（八幡在応寺）に、地域間交流拠点施設の整備が進められています。

敷地内に、管理棟と展望塔が設置されます。管理棟は、町家風の歴史を感じさせるデザインで、情報発信スペース、

学習室、会議室、水洗トイレなどが配置されます。展望塔は、全面ガラス張り、シンボル性と景観にマッチした造りになります。完成後は、市の北の玄関口として、地域間交流の拠点となることが期待されます。

◆問い合わせ まちづくり推進課



国勢調査の調査員を募集しています



対象 満20歳以上の市民
募集人数 約350人
募集期間 6月30日（火）まで（募集人数に達し次第締め切り）
従事期間 8月下旬～10月下旬
業務内容 調査票の配布・回収（おおよそ100世帯前後）および整理など
報酬 国の基準により支給
申し込み 申込用紙（市役所2階政策推進課に設置、市ホームページからもダウンロード）に必要事項を記入のうえ、政策推進課まで持参し、提出してください。電話やFAXでの申し込みは不可。

◆問い合わせ 政策推進課

ご意見たまて箱

平成26年度に寄せられた意見・提案等

区分	件数
交通・道路・河川・公園・都市整備・上下水道	26
福祉・健康・子育て	12
環境	10
公共施設・財政・政策全般	6
市職員	6
教育・文化	5
消防・防災	3
商工業・観光	3
その他	28
計	99

あなたの意見・提案をお寄せください

これからの市政を皆さんと共に進めるため、まちづくりについての意見やご提案をお寄せください。

必ず市長が拝読した上で、担当課に調査・研究や対応などを指示し、匿名以外にはお返事をさせていただきます（返事は文書で行いますので、必ず住所の記載をお願いします）。

商品のPRや営業、個人に対する誹謗中傷など、「やわた」の意見たまて箱の趣旨に反するものについては固くお断りいたします。

◆問い合わせ 秘書広報課

たまたま箱は、市役所1階、総合案内カウンターに設置されています。直接、投かんされるか、郵送（〒614・8501「やわた」意見たまて箱）で、意見等をお寄せください。また公民館等に記入用紙（切手不要）があります。郵送または、そのままFAX送信（☎982・7988）してください。市ホームページからメール送信することもできます。

◆問い合わせ 秘書広報課